

入間市職員のサービスの宣誓に関する条例及び入間市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例 改正要旨

行政手続及び内部手続に関し、手続きの簡素化及び事務の効率化を図るため、押印等を求める規定を有する関係条例を見直すものです。

なお、規則、要綱等の押印を求める規定については、改正及び特例規定の制定を行い、令和3年4月1日から施行しています。

第1条 入間市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正

国家公務員に準じて、職員のサービスの宣誓に関し、宣誓書を任命権者に提出することのみを規定し、任命権者等の面前での署名を不要とし、併せて、別記様式中の「㊟」を削るものです。

第2条 入間市固定資産評価審査委員会条例の一部改正

固定資産の価格に係る審査の申出等について準用している行政不服審査制度に準じて、署名押印に係る規定を削るものです。

施行日 公布の日